

事業の概要

子ども及びその保護者等、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等の情報の提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

また、利用者の支援に際しては、利用者の視点に立った寄り添う支援を行い、子育て家庭の不安感や負担感を軽減する役割が期待されています。

計画期間内（R2～R6）に目指す姿（P）

各市町村の子育て支援の相談窓口の機能強化を図るとともに、地域の子育て支援のニーズや利用状況に応じて事業実施に向けた検討を促します。

◎母子保健型の設置

【令和5年度における具体的な目標値】

全市町村34か所
（R4年度：全市町村）

【令和6年度目標値】

全市町村
（高知市は複数設置）

実施状況（D）（R5年12月末現在）

◆基本型・特定型の実施

○実施状況：基本型3か所（南国市、香南市、四万十市）
特定型1か所（高知市）

○子育て支援員専門研修（利用者支援事業）修了者
（基本型・特定型）7名
（基本型）7名

◆母子保健型（子育て世代包括支援センター）の設置

○設置状況：全市町村37カ所（高知市4か所）

※補助金活用 12市町村

○子育て世代包括支援センターの機能強化
・子育て世代包括支援センター連絡調整会議の開催
（24/35市町村等34名参加）

○母子保健コーディネーター等の人材育成
・母子保健コーディネーター研修会の開催
（20/35市町村等35名参加）

評価・課題、今後の取組み（C・A）

＜評価・課題＞

【基本型・特定型】

・昨年度から事業を実施している香南市では専門研修終了者が3名増加し、相談体制が充実した。

【母子保健型】

・全市町村に子育て世代包括支援センターが設置され、妊娠早期から支援する体制の整備が一定進んだ。

＜今後の取組み＞

【基本型・特定型】

・地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点）の利用者数が多い市部を中心に、「利用者支援事業（基本型）」の専任職員を新たに配置する自治体を支援

【母子保健型】

・出産子育て応援交付金を通じた伴走型相談支援の強化
・子ども家庭センターへの移行を見据えた母子保健と児童福祉の一体的支援体制の構築に向けて、母子保健の機能強化を目的とした研修会等を実施

事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流促進 ②子育て等に関する相談、援助の実施
③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)

計画期間内(R2~R6)に目指す姿(P)

拠点の機能強化を図るとともに、身近な地域での子育て支援の場を拡充します。

◎地域子育て支援拠点の設置か所数

【令和5年度における具体的な目標値】
25市町村1広域連合50か所

【令和6年度目標値】
25市町村1広域連合52か所

実施状況(D)(R5年12月末現在)

- ◆地域子育て支援センターの設置
設置状況:25市町村1広域連合 50か所(うち休止中3か所)
・国交付金を活用した支援(25か所(18市町村))
(重層的支援体制整備事業交付金活用:19か所(4市町))
・国基準に満たない小規模な拠点を支援(2か所(1町1広域連合))
・利用者数 78,565人 ・相談件数 9,346件 (R5.9月)
- ◆妊娠期からの利用や両親の育児参画を推進する取組
・母子保健・子育て支援総合交付金の活用
⇒10市町村1広域連合
- ◆拠点職員等の資質向上のための研修等の実施
子育て支援員認定者: 607名

・子育て支援員研修(地域子育て支援拠点事業)R5:64名認定
・現任者研修(10/28:18名、2/9開催予定)
・機能強化アドバイザーの派遣による研修会の実施(高知市)
・機能強化アドバイザーの派遣によるセンターのコンサルテーション等の実施(高知市、いの町、中土佐町)
- ◆住民主体の子育て支援サービスの充実
・地域子育て支援センターにおける地域ボランティアによる子育て支援(24箇所)
・子育てピアサポーターの配置等による子育て支援の実施(11箇所)
・地域の子育て支援者のネットワークづくりを目指し、高知市(江ノ口地区)、いの町、黒潮町で子育て支援者の交流会を実施
- ◆アプリを活用したプッシュ型の情報発信
・高知家子育て応援パスポートアプリを活用し、市町村や地域子育て支援センター等から地域の子育て家庭にプッシュ型の子育て支援情報を発信

評価・課題、今後の取組み(C・A)

＜評価・課題＞

- ・地域子育て支援センター(地域子育て支援拠点)の利用者はコロナ禍を経て少しずつ増加している。
- ・相談件数は年々増加しており、育児不安を抱える子育て家庭の孤立化が懸念。
- ・土日に利用できる行政サービスが少ないなど父親が育児支援を受けられる機会が少ない。
- ・地域子育て支援センターの更なる利用促進が必要。
- ・母子保健担当部署等との連携強化が必要。

＜今後の取組み＞

- ・育児不安の解消や孤立防止に向けて、子育てピアサポーターの配置による敷居の低い相談体制の構築や、地域ボランティアの拡大など引き続き住民参加型の子育て支援を推進。
- ・妊娠期からの利用の促進や土日開所加算による両親の育児参画(共育て)を推進し、地域子育て支援センターの利用促進を図る。
- ・地域子育て支援センターの機能強化に向けて、希望する市町村にアドバイザーを派遣し、コンサルテーション等を実施。
- ・地域子育て支援センターの職員対象のブロック別研修会及び交流会の実施。
- ・子育てサークル等と地域子育て支援センターなど、地域における子育て支援活動のネットワーク化につながる取り組みを支援。
- ・アプリの機能強化や情報発信による地域子育て支援センターの利用促進を図る。

事業の概要

母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦に対して、a妊娠週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握、b検査計測、c保健指導を実施するとともに、妊娠期間をとおして適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

母子健康手帳交付時に併せて交付される妊婦健康診査の受診券(公費負担14回分)により、「標準的な妊婦健診のスケジュール」に示される妊娠初期～23週、24週～35週、36週～出産までといった各期間毎の望ましい時期に必要な応じた医学的な検査等を実施しています。

計画期間内(R2～R6)に目指す姿(P)

妊婦健康診査の実施に係る市町村の負担を軽減するための支援及び妊婦自身の主体的な健康管理のための啓発を引き続き行い、妊娠初期から出産までに正期産(妊娠37週～41週)の場合で概ね14回の定期的な健診を受診している妊婦の増加と未受診のまま出産に至る方の減少を図ります。

◎妊娠11週以下での妊娠届率

【令和5年度における具体的な目標値】

全国水準の維持

- ・R元年度 94.2%(全国 93.5%)
- ・R2年度 94.9%(全国 94.6%)
- ・R3年度 94.8%(速報値)

【令和6年度目標値】

全国水準の維持

実施状況(D)(R5年12月末現在)

- ◆妊娠中の健康管理の重要性の啓発
 - 妊婦自身の主体的な健康管理意識の啓発
 - ・母子健康手帳別冊「お母さんと赤ちゃんのためのサポートブック」作成・配布(市町村)
 - ・「妊婦健康診査を受けましょう」チラシの作成、配布(医療機関・市町村)
 - 思春期からの意識の啓発
 - ・思春期ハンドブック配布(高等学校等)
- ◆本県独自の検査項目追加による早産防止を目的とした医学的管理の徹底
 - ・妊娠初期の膣分泌物の細菌検査
県内全市町村で実施
 - ・妊娠中期の子宮頸管長の測定
県内全市町村で実施
- ◆母子保健事業従事者の資質の向上
 - ・市町村等の母子保健従事者を対象とした「母子保健指導者研修会」の実施

評価・課題、今後の取組み(C・A)

<評価・課題>

- ・妊娠満20週以降の妊娠届出率は0.94%(うち分娩後2人)(R4年度速報値)と、前年度(0.70%)と比べて0.24ポイント増加
- ・早産防止対策の取組により、早産による未熟性が原因である乳児死亡率は、近年は全国水準よりも上回って推移しています。更なる徹底を図るため、早産防止対策評価検討会において取組みの評価を行う。
- ・思春期や若い世代等への正しい知識の情報提供による健全な心と身体づくりが必要。

<今後の取組み>

- ・妊娠中の健康管理の重要性の啓発
- ・本県独自の検査項目追加の継続
- ・周産期医療や母子保健事業従事者の資質向上のための研修会の開催

事業の概要

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育について相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

(支援内容)

- ・育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
- ・乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
- ・子育て支援に関する情報提供
- ・支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

計画期間内 (R2～R6) に目指す姿 (P)

5年後も全市町村における全戸訪問が引き続き実施されているとともに、支援の必要な家庭の把握と適切な支援につなげることのできる訪問者を育成します。

実施状況 (D) (R5年12月末現在)

実施状況:全市町村

- ◆事業を実施する市町村に対する財政的支援
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付決定市町村 (18市町村)
 - ・補助金の交付を受けずに母子保健法に基づく訪問指導等と併せて実施している町村 (16町村)
- ◆市町村職員等を対象とした研修等の実施 (延べ454名)
 - 基礎研修 (第1回:5/19:90名)
 - ・子ども家庭相談援助制度及び実施体制等
 - 管理職等 (幹部職員) 研修 (6/30:44名)
 - ・管理職による進捗管理、法制度の理解等
 - 基礎研修 (第2回:7/14,7/28:78名)
 - ・調査と記録等について
 - 基礎研修 (第3回:9/8,9/22:63名)
 - ・アセスメントとマネジメントについて
 - 基礎研修 (第4回:10/6,10/20:65名)
 - ・「3つの家」「家族応援会議」について
 - 基礎研修 (第5回:11/10,11/24:62名)
 - ・家族理解のためのマネジメント、支援プランについて
 - 基礎研修 (第6回:12/8,12/22:52名)
 - ・多機関連携、ヤングケアラーへの支援について

評価・課題、今後の取組み (C・A)

<評価・課題>

・支援が必要と判断される家庭の把握や養育支援訪問事業をはじめとしたサービスの提供等、早期の養育環境の改善に向けた訪問者の人材育成及び資質向上が必要

<今後の取組み>

・当該補助金の交付を受けず、母子保健法に基づく訪問指導等と併せて実施している町村への補助金活用に向けた支援

・市町村職員 (母子保健担当部署の職員を含む) 等を対象とした研修等を実施し、訪問者の人材育成及び資質向上に取り組む市町村を支援

事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(家庭訪問の内容)

- ・妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援
- ・出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- ・不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援
- ・児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

計画期間内(R2~R6)に目指す姿(P)

実施状況(D)(R5年12月末現在)

評価・課題、今後の取組み(C・A)

養育支援が特に必要な家庭に対する指導・助言と育児等に関する援助につなげることでできる訪問者を育成します。

実施状況:全市町

- ◆事業を実施する市町村に対する財政的な支援
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付決定市町村(17市町村)
 - ・補助金の交付を受けずに母子保健法に基づく訪問指導等と併せて実施している町村(17町村)
- ◆市町村職員等を対象とした研修等の実施(延べ454名)
 - 基礎研修(第1回:5/19:90名)
 - ・子ども家庭相談援助制度及び実施体制等
 - 管理職等(幹部職員)研修(6/30:44名)
 - ・管理職による進捗管理、法制度の理解等
 - 基礎研修(第2回:7/14,7/28:78名)
 - ・調査と記録等について
 - 基礎研修(第3回:9/8,9/22:63名)
 - ・アセスメントとマネジメントについて
 - 基礎研修(第4回:10/6,10/20:65名)
 - ・「3つの家」「家族応援会議」について
 - 基礎研修(第5回:11/10,11/24:62名)
 - ・家族理解のためのマネジメント、支援プランについて
 - 基礎研修(第6回:12/8,12/22:52名)
 - ・多機関連携、ヤングケアラーへの支援について

<評価・課題>

- ・個々の家庭の抱える課題や養育上の諸問題の解決、負担の軽減に向けて、訪問者の人材育成や資質向上の取組を継続して行うことが必要

<今後の取組み>

- ・当該補助金の交付を受けず、母子保健法に基づく訪問指導等と併せて実施している町村への補助金活用に向けた支援
- ・市町村職員(母子保健担当部署の職員を含む)等を対象とした研修等を実施し、訪問者の人材育成及び資質向上に取り組む市町村を支援

事業の概要

市町村において、子どもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び関係機関等の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応につなげる事業です。

計画期間内（R2～R6）に目指す姿（P）

関係機関の連携のもと、地域の中で要保護児童の早期発見と、きめ細かな対応が行えるよう、要保護児童対策地域協議会の活動の一層の強化を図ります。

実施状況（D）（R5年12月末現在）

要保護児童対策地域協議会の設置状況：全市町村

- ◆要保護児童地域対策協議会の機能強化に取り組む市町村に対する財政支援
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付決定市町村（5市町）
- ◆市町村職員等を対象とした研修等の実施（延べ454名）
 - 基礎研修（第1回：5/19:90名）
 - ・子ども家庭相談援助制度及び実施体制等
 - 管理職等（幹部職員）研修（6/30:44名）
 - ・管理職による進捗管理、法制度の理解等
 - 基礎研修（第2回：7/14,7/28:78名）
 - ・調査と記録等について
 - 基礎研修（第3回：9/8,9/22:63名）
 - ・アセスメントとマネジメントについて
 - 基礎研修（第4回：10/6,10/20:65名）
 - ・「3つの家」「家族応援会議」について
 - 基礎研修（第5回：11/10,11/24:62名）
 - ・家族理解のためのマネジメント、支援プランについて
 - 基礎研修（第6回：12/8,12/22:52名）
 - ・多機関連携、ヤングケアラーへの支援について

評価・課題、今後の取組み（C・A）

＜評価・課題＞

- ・調整業務を兼務で担っている市町村もあり、早期発見・早期対応や在宅ケースの継続支援を適切に実施するための、基本的な業務スキルや、専門性の向上が必要。

＜今後の取組み＞

- ・要保護児童地域対策協議会の機能強化に取り組む市町村に対する財政的な支援の継続
- ・児童相談所等による市町村職員等を対象とした実践的な研修や対応ケース、組織的対応についての助言指導などによる資質向上及び要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた支援の実施
- ・こども家庭センターの設置に取り組む市町村に対する財政的な支援や研修の実施

事業の概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【短期入所生活援助(ショートステイ)事業】

・保護者が、疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、児童の養育・保護を行う。(原則として7日以内)

【夜間養護等(トワイライトステイ)事業】

・保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合等、その他の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、児童を預かる(宿泊可)

計画期間内 (R2～R6) に目指す姿 (P)

全市町村で、必要に応じて利用できる体制を実現します。

実施状況 (D) (R5年12月末現在)

実施状況: ショートステイ 20市町村
トワイライトステイ 1市(高知市)

◆市町村に対する財政支援

・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付決定市町村
(20市町村)

参考: R5実績

・ショートステイ

延べ日数: 268日

(うち児童の付き添いの実施: 4日)

・トワイライトステイ

延べ日数: 0日

◆受け入れが可能な施設等の状況: 16施設+61組

・乳児院: 1施設(高知市)

・児童養護施設: 8施設(高知市・香南市・香美市・四万十市・
佐川町)

・母子生活支援施設: 2施設(高知市・安芸市)

・ファミリーホーム: 5施設(高知市・安芸市・四万十市・
香美市)

・里親: 61組

◆事業未実施の市町村への働きかけ

・事業未実施の市町村に対し、市町村訪問等により事業に向けた働きかけ

評価・課題、今後の取組み (C・A)

<評価・課題>

・近隣に実施施設のない市町村への対応として、一時預かり事業などの実施状況や、当該事業の各市町村におけるニーズ量等も踏まえたうえで、事業の実施に向けて取り組む市町村への支援を行うことが必要

<今後の取組み>

・当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続

・近隣に児童養護施設等がない市町村に対して里親の活用による実施の働きかけ

・委託先である児童養護施設等での受け入れが困難な場合に備え、里親の活用を促進し、保護者の必要に応じた受け入れ体制の確保

事業の概要

乳幼児や小学生等の児童の子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関して、連絡・調整を行う事業です。

【交付対象となる事業(会員数20人以上)】

- ・提供会員及び利用会員の募集、登録、その他会員組織業務
- ・相互援助活動の調整等(事故が発生した場合に、円満な解決に向け会員間の連絡等を行うことを含む)
- ・相互援助に必要な知識に関する講習会の開催

【利用できるサービスの内容】

- ・保育所、幼稚園、認定こども園等の送り・迎え、登園前・帰宅後の預かり
- ・放課後児童クラブへの登校前・終了後の預かり
- ・習い事への送迎等

計画期間内 (R2~R6) に目指す姿 (P)

事業の拡大や充実に向けて、引き続き業務内容の周知啓発活動を行うとともに、保育所等と連携した制度の周知や会員の掘り起こし、提供会員となるための講習会の受講機会拡大を図る支援を行い、R6年度末には提供会員数(両方会員含む)が1,200人となることを目指して取り組めます。

◎提供会員数

【令和5年度における具体的な目標値】

1,050人以上

【令和6年度目標値】

1,200人以上

実施状況 (D) (R5年12月末現在)

実施状況: 県内14市町

(高知市・安芸市・南国市・土佐市・須崎市・土佐清水市・四万十市・香南市・香美市・いの町・仁淀川町・佐川町・四万十町・大月町)

うち、病児・緊急対応強化事業実施: 3市町
(四万十市・土佐清水市・仁淀川町)

提供会員数 1,012人(R5.9)

◆運営費補助

・国の交付金に加えて、本県独自の取組加算により運営を支援(14市町)

◆会員の増加に向けたセンターのPRと研修の実施

- ・県の広報媒体による広報の実施(ラジオ、広報誌等)
- ・啓発リーフレットの配布
- ・提供会員になるために必要な研修を県主催で実施
子育て支援員研修 28名認定
- ・若い世代に広く浸透しているSNSを活用し、市町村の子育て支援の取組(ファミリー・サポート・センター等)を動画で発信するデジタルプロモーションの実施。

評価・課題、今後の取組み (C・A)

〈評価・課題〉

- ・提供会員の全体数は増加傾向だが、会員の確保が困難な自治体もあり、会員確保につながる支援が必要
- ・R5年10月から土佐市がファミリー・サポート・センターを開設したが、まだまだ設置数が少ない
- ・小規模な自治体のセンター開設支援が必要

〈今後の取組み〉

- ・近隣市町村による提供会員講習の広域受講を進める取組を支援
- ・保育所・幼稚園等と連携した制度の周知や会員の掘り起こし
- ・啓発リーフレットの配布、CM放送等による広報
- ・SNS広告を活用した会員募集
- ・未実施市町村への働きかけ
- ・小規模な自治体における設置を促進するため20人未満での開設を支援

事業の概要

家庭で保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点やその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。第2種社会福祉事業として位置づけられ、新制度においては4つの事業類型があります。

- ①一般型: 保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を預かる事業
- ②余裕活用品型: 保育所や認定こども園等で利用定員に達していない場合に、乳幼児を定員まで受け入れる事業
- ③幼稚園型: 幼稚園又は認定こども園において、1号認定の在籍園児の教育標準時間以上の利用の実施（園児以外の子どもの一時預かりも併せて実施可能）
- ④訪問型: 児童の居宅において実施（特に支援が必要な児童を想定）

計画期間内（R2～R6）に目指す姿（P）

保育所・認定こども園等の教育・保育施設を利用していない保護者にとっては必要な事業ですが、市町村によっては未就園児家庭が少ない状況もみられるため、市町村のニーズに応じて事業実施を支援します。

幼稚園・認定こども園における1号認定の幼児についても、利用可能となるよう財政支援を行いながら、すべての幼稚園・認定こども園での実施を支援します。

休日・祝祭日に実施する施設についてもニーズに応じて増やしていきます。

【令和5年度における具体的な目標値】

26市町村110か所

【令和6年度目標値】

26市町村110か所

実施状況（D）（R5年12月末現在）

実施状況:	一般型	19市町41か所
	余裕活用品型	11市町39か所
	幼稚園型	51園(幼稚園及び認定こども園)

合計: 26市町村111か所

◆市町村に対する助言・指導、財政支援
（※本事業は市町村の委託又は補助事業）

- ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村

（19市町村）

〈内訳〉

一般型	15市町	28か所
余裕活用品型	4市町	14か所
幼稚園型	10市町村	30か所

◆事業の担い手確保

- ・子育て支援員研修(一時預かり)の実施 29名修了

◆一時預かり事業の実施場所、利用方法等の情報提供、周知

- ・HPなどを活用した情報公表

評価・課題、今後の取組み（C・A）

＜評価・課題＞

- ・事業の実施箇所数は、目標達成している状況。

＜今後の取組み＞

- ・引き続き国庫補助事業による財政支援に取り組むとともに、事業実施に必要な人材を確保するため、保育や子育て支援分野の各事業等に従事できる「子育て支援員」の認定研修を実施する。

事業の概要

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外において、認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。2つの事業類型に応じた事業の実施が可能です。

- ①一般型：保育認定を受けた子どもが、通常の利用日や利用時間以外の日、時間において、保育所等で保育を実施する事業
- ②訪問型：居宅訪問型保育事業を利用する児童が利用できる時間を超える場合や保育所等における延長保育の利用児童数が1名となった場合に、児童の居宅に訪問して行う事業

計画期間内（R2～R6）に目指す姿（P）

働きながら子育てを担う女性が多い本県の実情を踏まえ、保育所や認定こども園等で行う延長保育事業の実施を支援します。

急な残業など、突発的な事由によって延長保育が必要になる場合など、施設では対応しきれない延長保育については、ファミリー・サポート・センター等の活用の検討も併せて実施します。

【令和5年度における具体的な目標値】

14市町村140か所

【令和6年度目標値】

14市町村140か所

実施状況（D）（R5年12月末現在）

実施状況（開所時間11時間を超える施設）：14市町村137か所（内訳）

- ・保育所：13市町村96か所
- ・幼稚園（認定こども園除く）：1村1か所
- ・認定こども園：4市24か所
- ・地域型保育事業所：4市16か所

◆市町村に対する助言・指導、財政支援
（※本事業は市町村の委託又は補助事業）

- ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村
（12市町村）

評価・課題、今後の取組み（C・A）

＜評価・課題＞

- ・事業の実施箇所数は、目標達成に向け順調に推移している状況。

＜今後の取組み＞

- ・引き続き国庫補助事業による財政支援に取り組むとともに、事業実施に必要な人材を確保するため、保育や子育て支援分野の各事業等に従事できる「子育て支援員」の認定研修を実施する。

事業の概要

保育を必要としている乳幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているもの又は、病気の回復期ではあるものの集団保育が困難と認められるものを、病院や保育所等に付設された専門スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。国及び都道府県以外の者が事業を実施する場合は、予め都道府県知事に届け出る必要があります。平成27年度以降は、3つの事業類型の事業の実施が可能です。

- ①病児・病後児対応型：病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施
- ②体調不良児対応型：児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応などを図る
- ③非施設型（訪問型）：地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅を訪問し、一時的に保育を実施

計画期間内（R2～R6）に目指す姿（P）

働きながら子育てを担う女性が多い本県の実情を踏まえ、保護者が安心して子育てできるよう、県としても多面的な支援を行います。

【令和5年度における具体的な目標値】

病児・病後児対応型実施か所数
（非施設型を含む）
10市町村25か所
体調不良児対応型の実施か所数
5市70か所

【令和6年度目標値】

病児・病後児対応型実施か所数
（非施設型を含む）
10市町村25か所
体調不良児対応型の実施か所数
5市70か所

実施状況（D）（R5年12月末現在）

- ◆実施状況：
- ・病児・病後児対応型実施か所数（非施設型を含む）：
9市町村22か所
 - ・体調不良児対応型：7市町77か所

市町村	病児対応型	病後児対応型	非施設型	体調不良児型
高知市	11	2		63
安芸市	1			
南国市		2		2
須崎市		1		
宿毛市				1
四万十市				3
香南市		1		5
香美市				2
芸西村	1			
いの町		1		
佐川町		1		
日高村		1		
大月町				1
合計	13	9		77

- ◆市町村に対する助言・指導、財政支援
（※本事業は市町村の委託又は補助事業）
- ・地域子ども・子育て支援事業費補助金交付市町村
（12市町村）

評価・課題、今後の取組み（C・A）

＜評価・課題＞

事業の実施箇所数は、目標達成に向け順調に推移している状況。

＜今後の取組み＞

（病児・病後児対応型）

小児科医の不足や時期によって利用者が大きく増減するため、安定的な経営が難しい面が課題となっている。

国の「こども未来戦略方針」などにおいても、病児・病後児保育の安定的な運営や予約システムの導入などICTを活用した利便性の向上への財政支援の充実を進めることとされていることから、引き続き、国の財政支援の積極的な活用を働きかける。

（体調不良児型）

保護者のニーズが非常に高い事業であり、国の補助単価は大幅に増額していることから引き続き財政支援に取り組む。

事業の概要

労働等により昼間保護者が家庭にいない小学生児童を対象として、放課後や長期休業時などに、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

国の省令に基づき、市町村が放課後児童クラブの設備や運営に関する基準を条例で定めます。

放課後児童クラブの開所日数と時間については、年間250日以上、授業の休業日は1日8時間以上、授業の休業日以外は1日3時間以上を原則に、保護者や地域の状況等を考慮して、事業所ごとに定める

計画期間内（R2～R6）に目指す姿（P）

放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりのため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進します。

全ての子どもたちが放課後に、より安全で健やかに過ごせるよう、学校と地域、家庭が連携し、地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを推進します。

新・放課後子ども総合プランに沿った「放課後学びの場（子どもたちの学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる学習活動の場）」の取組を推進し、全ての子どもたちが放課後に様々な学習や体験・交流活動ができるよう、市町村の取組を支援します。

【令和5年度における具体的な目標値】

放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の実施校率 97.3%以上
 避難訓練の実施 100%
 防災マニュアルの作成 100%
 学校との定期的な連絡 81%以上
 学習支援の実施 100%

【令和6年度目標値】

放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の実施校率 100%
 避難訓練の実施 100%
 防災マニュアルの作成 100%
 学校との定期的な連絡 90%
 学習支援の実施 100%

実施状況（D）（R5年12月末現在）

設置数（うち高知市）：放課後児童クラブ 186か所（90か所）
 放課後子ども教室 144か所（41か所）
 放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の実施校率：
 97.3%の見込

避難訓練の実施： 99.1%
 防災マニュアルの作成： 99.1%
 学校との定期的な連絡： 96.9%
 学習支援の実施： 98.8%

※R5取組状況調査結果

- ◆市町村への運営にかかる財政支援
- ◆放課後児童クラブの新設や専用区画の面積の拡充など、ニーズに基づく整備への財政支援
- ◆放課後児童支援員認定資格研修の実施 84名受講
- ◆学び場人材バンクによる支援
 人材のマッチング件数155件 出前講座実施回数130回
- ◆年1回の市町村ヒアリングや取組状況調査等を通じた助言など

評価・課題、今後の取組み（C・A）

＜評価・課題＞

- ・全小学校区の97.3%（180校/185校）で放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を実施。
- ・放課後児童クラブ・放課後子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有や、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う放課後児童支援員等の専門知識・技能の向上などが求められる。
- ・放課後児童支援員等の人材育成・人材確保が必要。

＜今後の取組み＞

- ・市町村に対する運営等補助といった財政支援や、市町村ヒアリング、取組状況調査などを踏まえた関係機関との情報共有やアドバイスを継続していく。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【幼保支援課】

事業の概要

低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用等の一部を助成する事業。

- ①日用品・文房具等に要する費用 対象:生活保護世帯(第1階層)
- ②副食材料費に要する費用 対象:新制度に移行していない幼稚園の低所得世帯(第1～3階層)及び第3子以降

計画期間内 (R2～R6) に目指す姿 (P)

各市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援する。

実施状況 (D) (R5年12月末現在)

実施状況

- ①日用品・文房具等に要する費用 5市町100か所
- ②副食材料費に要する費用 3市4か所

評価・課題、今後の取組み (C・A)

事業の周知を行いながら、引き続き市町村の実施を支援していく。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業の概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を構築する事業。

- ①新規参入施設等への巡回支援
市町村が新規参入事業者に対して、保育士OBなど事業経験のある者を活用した巡回支援等を行う。
- ②認定こども園特別支援教育・保育経費
健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。

計画期間内 (R2～R6) に目指す姿 (P)

各市町村のニーズ量や実施の意向を踏まえて、必要に応じて支援する。

実施状況 (D) (R5年12月末現在)

実施状況 2市6か所

評価・課題、今後の取組み (C・A)

事業の周知を行いながら、引き続き市町村の実施を支援していく。